

村のようす

(54年3月1日現在)

世帯数 1,490戸 (+2)
 人口 7,350人 (-8)
 男 3,624人 (-1)
 女 3,726人 (-2)

広報 たまかわ

編集・発行
 福島県石川郡
 玉川村役場企画課

印刷所
 須賀川市加治町8-6
 (有) 円谷印刷



大槻城

(岩法寺字中ノ町)

古城紹介

「ふるさと発見」

▲ 写真は 大槻城跡

大字岩法寺の東部、観音山の西南にある俗称愛宕山が、大槻の館跡である。この大槻の館は石川氏の一族大槻祐有(有光の孫で、光祐の二男二郎祐有と称した)が居館したと須釜村史にある。

その後鎌倉時代にいたってこの館には大槻盛福が任んでいたと巖峯寺縁起に記されている。

盛福は、石川の三芦城第九代城主光盛の子であり、盛福の子大炊介義専、その子三郎義福と大槻の館主が記録に見られる。

当時大槻氏は、岩法寺村を領有しており、村名も大概邑と称していたと巖法寺縁起にある。

そして巖法寺は石川家の菩提寺であり、そこに石川家の墓があつて、大槻氏にこれ等墓所や寺の直接の世話をゆだねていたと見られる。

これより先平安時代の末頃、石川氏の祖である源頼遠が、源義将軍に従って安倍氏討伐に來奥した際布陣したといわれる所は観音山(当時は大貫山と称した。)であり。その後頼遠の子有光が、父の遺骨を葬り菩提寺を建てて弔ったのが今の五輪塔近辺である。

大槻氏が居館した当時から大貫山(観音山)が霊場として阿弥陀様がまつられ、観音堂が建ち、上岩法寺が建立されたが、その後大槻村は、寺の各をとって岩法寺村と改められたといわれている。

鎌倉時代の岩法寺は、この大槻の館を中心にして、当時北条氏と縁戚関係にあった石川氏の菩提寺巖峯寺は大いに栄え、鎌倉との往来も繁く、村の繁昌もみられたが、天正二年(一五七四)の三春城主田村氏の焼打ちで六つの寺院と共に村は悉く灰燼に帰したといわれる。

特別職の報酬額

区 分	報 酬 の 額	旅 費 の 額
農 業 委 員 会	会 長 年額 136,000 <small>円</small>	職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表による1等級にある者の旅費相当額
	会長代理 年額 131,000	
	委 員 年額 126,000	
教 育 委 員 会	委員長 年額 110,000	"
	委 員 年額 105,000	
監 査 委 員	学 経 年額 110,000	"
	議 員 年額 100,000	
固定資産評価審査委員会委員	日額 2,700	"
選 挙 管 理 委 員 会	委員長 年額 40,000	"
	委 員 年額 35,000	
選 挙 長	日額	職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表による2等級にある者の旅費相当額
投 票 管 理 者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による額	
開 票 管 理 者		
投・開票及び選挙立会人		
社 会 教 育 委 員	日額 2,700	"
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
体 育 指 導 委 員	年額 13,000	"
国 保 運 営 協 議 会 委 員	日額 2,700	"
公 害 対 策 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
振 興 計 画 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
部 落 凶 長	年額 均等割92,000 戸数割 700	"
文 化 財 保 護 審 議 会 委 員	年額 7,000	"
就 業 改 良 セ ン タ ー 運 営 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
特 別 土 地 保 有 税 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
幼 児 教 育 振 興 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
肉 牛 貸 付 審 議 会 委 員	日額 2,700	"
工 場 誘 致 委 員 会 委 員	日額 2,700	"
農 村 地 域 工 業 導 入 審 議 会 委 員	日額 2,700	"

議会だより

三月定例議会は三月五日招集され五日間の会期中、村長の施政方針の開陳に続いて一般質問が行なわれ、提出議案十五件についても慎重に審議原案通り可決いたしました、

議決された主なものは次のとおり

◎ 玉川村母子健康センター設置
条例の一部改正について
分娩取扱料等が五十四年四月一日から別表のように改正されました。

母子センター利用手数料

項 目	件数又は日数	金 額
分 娩 取 扱 料	1 件	25,000円
入 所 料	1 日	1,710
食 費	1 日	1,000
新 生 児 介 保 料	1 日	240
新 生 児 管 理 料	1 日	1,120
保 育 器 使 用 料	1 日	300

備 考 対 外 者 は 附 加 入 所 料 と し て 1 日 800 円 加 算

消防団員報酬額

区 分	報 酬 額	
	区 分	金 額
団 長	年 額	136,000円
副 団 長	年 額	88,000
部 長	年 額	68,000
分 団 長	年 額	59,000
副 分 団 長	年 額	31,500
班 長	年 額	18,300
団 員	年 額	10,000



◎ 玉川村消防団設置等に関する条例の一部改正について
消防団員の報酬額を別表のとおり改正するもの

◎ 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
五十四年四月一日から次のように改正されます。ただし部落区長については五十四年四月一日から適用されます。(上記の表)

4月4日～4月13日(10日間)

新入学(園)児童、園児の

交通事故防止県民運動

四月四日から四月十三日までの十日間、新入学(園)児童、園児の交通事故防止県民運動が行われます。

この期間は特に新学期を迎える時期をとらえ、新入学(園)児童、園児等の交通事故防止の徹底を図るため

「ゆき、かえり、なれた道でも、よく注意」をスローガンに実施されます。

昨年一年間に村内で発生した交通事故は一六件で、幸い死者はありませんでした、また、件数も大巾に減少して居りますが、子供と老人の事故が四件と目立って増加して居ります。

このような状況から、子供を交通事故から守るため、特に次のことに心がけましょう。

◎ちこくする 急ぐ心が 事故のもと。

●お母さん方にお願ひ

。お母さん方が中心となり、交通安全の話し合いと実践活動で指導しましょう。

。こどもと、いっしょに通学(園)路を歩き、実際の場で道路の正しい歩きかたを、くり返えしくり返えし教えま

よう。
。幼稚園、学校などへは早めに送り出し、忘れものをさせないでください。
◎曲がりかど いつも危険がかくれている。

●こどもの注意!

。道路への急なとび出しは絶対にしない、させないこと。
。自転車は必ず一度止まって左右を確認する習慣を身に付けること。
。危険な路上遊びはやめること。

◎やっているかい 一度止まって 右左

●正しい横断を身につけよう。

。横断歩道、歩道橋や信号機のあるところを横断すること。
。横断する前に必ずいったん止まって、右左の安全を確かめ右手を高くあげ、自動車に合図して車が止まってから横断をはじめること。
。道の中央まで出たら、反対側の車に目を向け左手に合図をかえて渡ること。

。車のすぐ前やすぐ後を横断しないこと。

。道路の横断は、直角に渡ることに。
。信号を守ることに。
。信号が青になっていて、変りそうなきときは次の青まで待つこと。
◎安全を 茶の間でつくる話し合い。



。近所で起きた交通事故の話や新聞の中で交通事故に関する記事を取りあげ、具体的な話し合いをしながら、こどもの実生活に結びつけて指導しましょう。

入学おめでとう

車にきをつけましょう



ドライバーの皆さんに お願ひ!!

春さきは通学(園)路になれない新入学(園)児が多く、大変危険な道路環境です。

まず こどもを見たら赤信号! 停止と徐行を忘れずに。……

今年も村体育館を体力増進のため開放

皆さんの余暇時間を体力増進に活用し、健康な毎日を過ごし明るく楽しい生活をしていただくために、玉川村体育館を次のとおり広く村民の皆さんに開放しますので、気軽においでください。

一、開放日

昭和五十四年四月から五十五年三月の毎週金曜日午前九時から午後七時まで開放します。

但し、年末年始(十二月二十八日～一月四日)と祝祭日に当たった金曜日は除きます。

二、競技種目

家庭バレーボール、バドミントン、卓球、軽スポーツそれに体育館がそのつど許可した種目

三、使用上の注意

開放対象者は玉川に居住される方と村内の事業所等に勤務さ



れている方に限ります。

使用者は運動ズックを着用し喫煙及び火気使用を一切してはなりません。また、体育館を汚損するような物品を持ち込んではいけません。

その他、使用については係員の指示事項を守り、他人に迷惑をかけるのでなく使用していただきます。

四、使用中に生じた事故等について、体育館では責任を負いません。

玉川村体育館は、毎週月曜日休館となります。

11億6千2百90万円

道路・産業・教育・福祉を重点に

一般会計

新年度予算 決まる

昭和五十四年度の、わが村の当初予算が去る、三月の定例村議会で議決されました。

今年の重点施策は、産業の振興、村道、農村道の整備、教育施設の充実、福祉の堅持、公営住宅の建設などです。

今月は、この予算の内容についてお知らせいたします。

一般会計においては、歳入歳出予算総額十一億六千二百九十万円の前年度より八・九三%の伸率となっています。

全般的にみますと歳入においては、いわゆる一般財源の伸びが期待出来ないことや、歳出面では、人件費など義務的経費の増や物価上昇の影響で苦しい財政運営が予想されます。

歳入

寄附金	6,651円	(0.6)
諸収入	8,298 "	(0.7)
自動車取得税交付金	12,000 "	(1.0)
繰越金	15,000 "	(1.3)
使用料及び手数料	16,044 "	(1.4)
地方譲与税	26,000 "	(2.2)
分担金及び負担金	61,190 "	(5.3)
県支出金	69,934 "	(6.0)
村債	112,400 "	(9.7)
村税	150,301 "	(12.9)
国庫支出金	182,931 "	(15.7)
地方交付税	502,160円	(43.2)

() 書は構成比

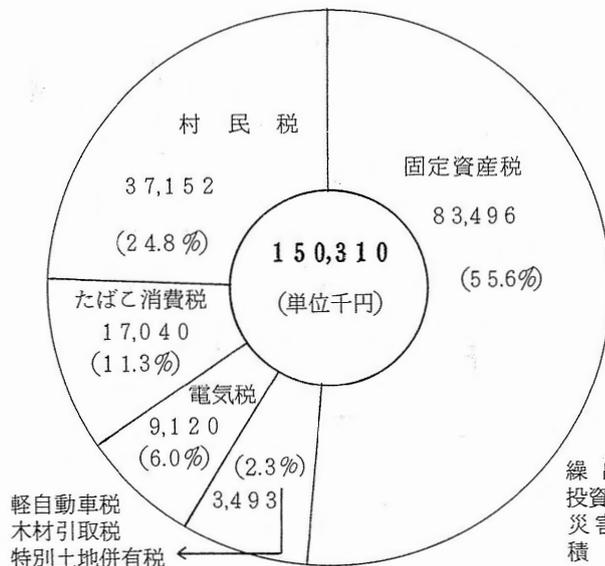
歳出

労働費外	92円	(0)
商工費	3,090 "	(0.3)
予備費	4,261 "	(0.4)
議会費	32,014 "	(2.8)
消防費	55,498 "	(4.8)
衛生費	63,445 "	(5.4)
公債費	64,559 "	(5.5)
民生費	130,225 "	(11.2)
総務費	158,824 "	(13.6)
教育費	180,050 "	(15.5)
農林水産業費	185,897 "	(16.0)
土木費	284,855円	(24.5)

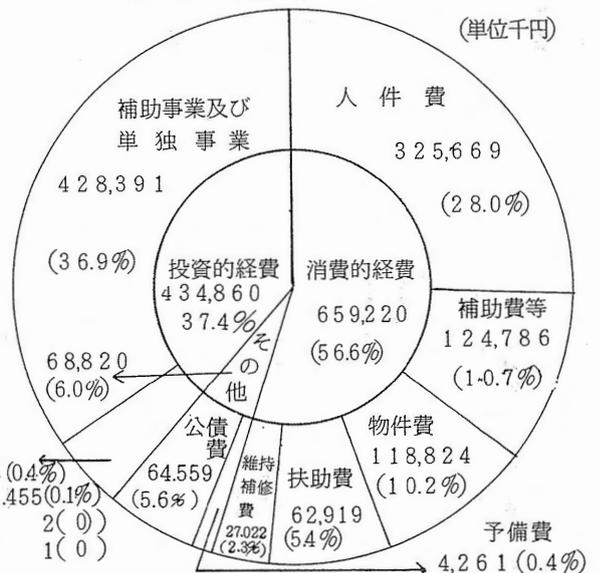
=目的別歳出の状況=

() 書は構成比

==村税の内訳==



==性質別歳出の状況==



水道事業会計

(単位千円)

区 分		収 支
収 益	水道事業収益	39,350 千円
	水道事業費用	37,305 〃
資 本	収入	企業債等 0 〃
	支出	企業債償還金 2,045 〃

※収益のなかに一般会計繰出金20,000千円が含まれている。

普通建設事業の主なもの

(単位千円)

	事 業 名	事 業 費
単 独 事 業	非補助土地改良事業(村道整備)	60,000 千円
	村民運動場建設事業	30,000 〃
	村道改良事業	108,000 〃
	橋梁新設事業	2,000 〃
補 助 事 業	林道整備事業	40,418 千円
	公営住宅建設事業	123,253 〃
	幼稚園建設事業	35,728 〃
	生活改善センター建設事業	15,300 〃

昭和五十四年度の国民健康保険特別会計の当初予算が、三月の村議会で議決されました。

今年度の予算規模は、総額三億二千二百二十六万五千円となり、前年度と比較して一四・一%の増加となりました。

予算額の増に伴い、皆さんが負担される保険料も増額されることとなります。

国保会計は、医療費など支出すべき額を計算して、それに見合う国や県の支出金、その他の収入金を合せて、足りない分は保険税として国民健康保険に加入して居る皆さんが負担することになります。予算の内訳は別表のとおりです。

国保予算も決まる

前年度より
14%の増

総額3億2千2百万円

国保会計当初予算の内訳

歳 入

(単位千円)

歳 出

(単位千円)

科 目	金 額	構成比	内 訳
1. 保 険 税	123,311 千円	38.3%	被保険者が納める税金
2. 手 数 料	3		滞納税金の督促手数料
3. 国庫支出金	192,206	59.6	事務費や医療費などの支払いのため
4. 県支出金	201	0.1	国や、県から支出される補助金
5. 財産収入	1,218	0.4	国保基金積立の利子
6. 繰 入 金	5,011	1.5	一般会計から繰出されるお金
7. 繰 越 金	1		昭和52年度の残金(6月確定)
8. 諸 収 入	314	0.1	返還金その他
歳入合計	322,265	100.0	

科 目	金 額	構成比	内 訳
1. 総 務 費	15,127 千円	4.7%	事務費、徴税の経費
2. 保険給付費	269,044	91.9	国保が支払いする医療費
3. 保険施設費	586	0.2	保健婦の活動費
4. 基金積立金	1,206	0.4	国保準備基金の利子を基金に積立てる
5. 公 債 費	1		借入金の利子(予定なし)
6. 諸 支 出 金	528	0.1	税金などの還付金
7. 予 備 費	8,773	2.7	予算外の支出があったときの予備費
歳出合計	322,265	100.0	

農作業労働賃金標準額

玉川村農業委員会

昭和54年度の農作業労働賃金標準額をつぎのように決めましたのでお知らせいたします。

※ 雇 用

農 作 業 名	性 別	賃 金	
		1日当り (実働8時間)	実働8時間をこえる場合
一 般 作 業	男 女	3,500円	450円
田 植	"	3,500	450
稲 刈	"	3,500	450

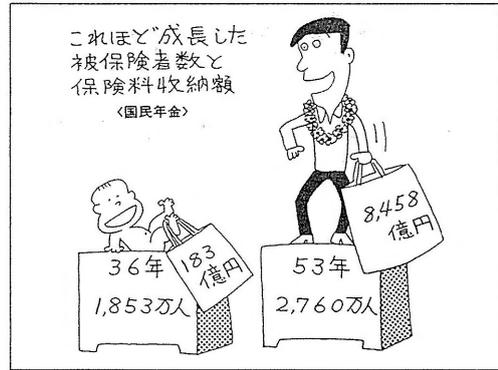
- 備考 (1) 労働時間は午前7時30分より午後5時までとし休憩1時間30分を含む実働8時間とする。
 (2) 実働8時間をこえる場合は時間給とする。
 (3) 昼食持参賄なしとし賄付の場合は500円を減額する。

※ 請 負 (10アール当り)

耕 う ん 機 作 業			請 負 額	
作 業 名			整 理 地	未 整 理 地
田	ロータリー耕		4,000円	4,500円
	犁 耕		4,000	4,500
	代 掻		3,200	3,500
畑	ロータリー耕		4,000	4,500
	犁 耕		4,000	4,500
	整 地		1,500	2,000
そ の 他 の 作 業				
トラクター 耕起			4,000	4,500
田 植	手 植		10,000	"
	田 植 機		7,000	7,500
稲 刈	手 刈		10,000	"
	バインダー刈		7,000	"
自走式脱こく機			6,000	"

- 備考 (1) 土壌案件(土質、地形、乾燥など)により特に勘案する必要のある場合は当事者間で調整する。
 (2) 耕うん機の耕うん深度は15センチメートルを標準とする。
 (3) 苗 は 別
 (4) 結束糸は委託者負担

◆ 農地のことなら農業委員会に相談を ◆



成人になった国民年金

二十年前の昭和三十四年四月一日、国民年金が生まれました。あれから二十年。被保険者のかずは、一八五三人から二七六六万人へ。受給者のかずは、三四三万人から九六〇万人へ。いま国民年金は、わが国最大の年金制度となり、六十五歳以上のおとしよりの八九%に年金をさしあげています。

この国民年金の二十年の歩みによって、勤め人だけを対象にしたそれまでの年金は、農林漁業や中小商工業、さては自由業やその家族にまで、大きく解放されました。

た。そして、すべての人がどの職業に移っても、どれかの年金をうけられる「国民皆年金」の仕組みもできあがりしました。

そのうえ、福祉年金を合わせると、みなさんに差しあげる国民年金の六三・八%は国がたし前をしていますがし、物価が上がれば年金も上がる「物価スライド」制も採用されました。ご婦人は、誰でも国民年金へ自由に加えることができ、古い「夫唱婦随型」の年金から解放されました。

いま、国民年金は二十一年目をふみだそうとしています。

みなさん、このみなさんの国民年金を、より大きく育ててください。それが、あなたの生涯を大切に守る道につながるのです。

地方債

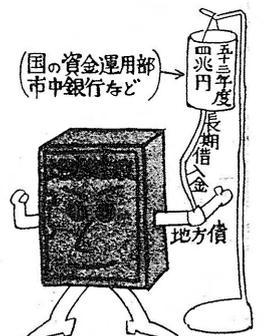
くらしの中の自治用語

地方債は、地方団体が歳出の財源として国の資金運用部、市中銀行などから借り入れる長期の借入金です。

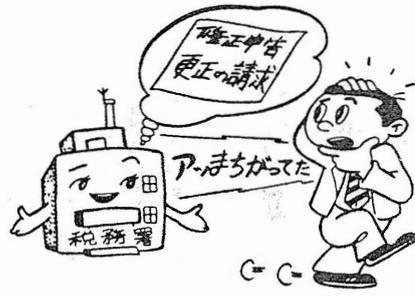
地方債は、後年度の財政運営に負担を及ぼす地方団体の借金ですから建設事業費の財源、出資金、貸出金の財源、公営企業の経費の財源など一定の事業の財源として発行する場合に限り認められており、いわゆる赤字地方債の発行は原則として禁じられています。また、地方債の発行については、あらかじめ自治大臣または知事の許

可が必要とされています。

地方債の増加は、地方団体の財政運営上決して好ましいことではありませんが、最近の地方財政の悪化に伴い、その発行額は年々増加しています。昭和五十三年度の地方財政計画上は、四兆円(歳入の一二%)の発行が見込まれており、地方税、国庫支出金、地方交付税に次ぐ主要な財源になっています。



確定申告が間違っていたときは



までの間に「更正の請求」を行うことができ、請求が正当であれば納め過ぎの税金が返されます。

確定申告を忘れていたとき

申告期限後でも確定申告をすることが出来ますが、加算税などがかりますのでなるべく早く申告した方が有利です。

なお、手続などで分からない点は、最寄りの税務相談室や税務署にご相談下さい。

(仙台国税局、税務署)

刀剣、銃砲などお持ちの方は登録を受けてください

刀剣類を発見したときは、もよりの警察署に届け出て所持の手続きをとってください。

また、譲受け、相続したときは二十日以内に所有者変更の手続き及び登録証を滅失などした場合はともに県教育庁文化課にその手続きをとってください。

今年度の登録審査会は、次の日程により行いますので、都合の良い会場で早めに登録を受けてください。

昭和五十三年分所得税の確定申告の受付は、三月十五日で終了しました。ところで、確定申告書を出した後、計算違いなどで申告内容を訂正したい人やうっかりして申告を忘れた人のため、その手続などについて説明しましょう。

税額を間違つて申告したとき

所得や税額の計算を間違つて確定申告をし、後で①納めた税金が少なかつたり、還付を受けた税金が多いことに気付いたときは「修正申告」をすることができます。

②また、反対に、税金を納め過ぎたり、還付を受ける税金が少ないことは、昭和五十五年三月十五日

保険料（保険料分担金）および保険金額

被保険者1名につき次のとおりです。（標準型）

区分	保険料	保 険 金 額			
		死亡・後遺障害保険金額	医療保険金日額		
			非入院	入院	
第1種	A	340円	12,000,000円	1,000円	1,500円
	B	400円	12,000,000円	1,000円	1,500円
	C	680円	12,000,000円	1,000円	1,500円
第2種	A	9,600円	12,000,000円	1,000円	1,500円
	B	3,200円	12,000,000円	1,000円	1,500円
	C	1,600円	12,000,000円	1,000円	1,500円

(注) 特に希望がある場合には、S型（保険料および保険金額は標準型の半額）の加入も可能です。ただし、加入団体員は全員同一型で加入して下さい。

スポーツ傷害保険加入案内

スポーツ傷害保険は、スポーツ活動や社会奉仕活動中に発生した傷害を補償する制度で、スポーツ団体や隣組などで構成された十名以上の団体であれば簡単な手続きで加入できます。

保険期間は毎年四月一日より、翌年三月三十一日までですが、中途加入の場合は加入手続きをした翌日より、その年度の三月三十一日までとなります。

保険料及び保険金額は別表のとおりで、大部分の団体は第一種に

- 五月二十四日(木) 会津若松市
- 六月二十六日(火) いわき市
- 七月二十四日(火) 郡山市
- 九月二十五日(火) 福島市
- 十一月二十七日(火) 会津若松市
- 十二月二十日(木) 白河市
- 一月二十四日(木) 原町市
- いずれも県合同庁舎
- 二月二十五日(月) 福島市
- 県庁会議室

「一口医学」 若い女性に多い 鉄欠乏性貧血



貧血にもいろいろの種類がありますが、一番多いのが鉄欠乏性貧血です。病名通り、体の中の鉄分が不足して、それを材料とする血色素（ヘモグロビン）が十分にできないために起こるものです。

若い女性に多いのは、体の発育に鉄分の補給が追いつかず、生理による出血、あるいは妊娠・出産など、血液を失う機会が多いからと考えられています。

ちょっとした貧血でも、非常に疲れやすい、目がまわる、からだがかたくなるといった症状を訴える人がいるかと思えば、かなりひどい貧血でもケロッとしている人もいます。自覚症状はまちまち。

しかし、顔色が青白く、食欲が衰え、なんとなく元気がない人は一度血液の検査を受けてみてください。貧血かどうか確かめてください。単なる貧血ではなく、他の病気が隠れている場合もあるので……

鉄欠乏性貧血とわかれば、鉄剤を服用し、食事に注意すれば回復します。

「若人の翼」 団員募集

視野を海外へ

県では、日頃青少年団体、グループ、又は地域等で積極的に活躍している勤労青少年を海外に派遣し、幅広い視野と正しい国際感覚を身につけさせ、地域や職場、団体等で一層社会参加を進めるため、五十四年度福島県海外派遣「若人の翼」の団員を募集しております。

派遣期間は五十四年九月九日から十五日間、派遣先の主なところは、東西ベルリン、西ドイツ、イギリス、フランス、ハンガリー、イタリヤ、ポーランド、スウェーデン等で四コースがあります。訪問国への往復は航空機を利用、訪問国では一般家庭に宿泊、現地の青年や市民と交歓、生活、産業、文化などの実情を見分研修します。費用の自己負担額は十六万円位ですが、村でも補助金を出す予

定です。

この若人の翼には、わが村から昨年までに三名の青年が参加しています。五月一日が申込みのメ切り日です。

希望者は早目に玉川村公民館へどうぞ。

全家庭に

表札と郵便受箱を

便受箱を



川辺郵便局では、村内全部のご家庭に家族表札と郵便受箱を設置していただく運動をすすめております。表札は手紙やハガキなどをまちがいなく早く配達するために役立ち、また郵便受箱は昼間不在になるご家庭では特に設置していただくようお願いをします。郵便局では、ただいま、郵政省

天候予報

(四月・五月)

この春は時に寒さのもどりが見られ、平年より気温の低い期間があつて、寒暖の変動が大きくなるでしょう。

また、二、三回低気圧が発達して天気の良い日もありますが、降水量はこの予報期間を通じて平年並みの程度にはなる見込みです。

◇四月

標準規格品の郵便受箱(価格一、四〇〇円)と家族全員の差し替え

自由のプラスチック彫刻表札(四大家族用二、七〇〇円)をあつせんにいたしておりますので、ご希望の方は川辺局窓口または、電話二一八五番にご連絡ください。

なお、最近各地で、表札の販売業者が、ご家庭を巡回訪問しているようですが、この様な業者とは一切かわり合いがございませんの

寒冷な高気圧が北にかたよって通り易く、時々肌寒い期間があるでしょう。

天気はおおむね周期的に変わりますが、一時天気のおずつく期間がある見込みです。

また下旬にはおそ霜(晩霜)のおりる日がありそうです。月平均の気温は平年並みがやゝ低めで、降水量は平年並みの見込

みです。

◇五月

前半は移動性高気圧におおわれ晴れる日が多いですが後半は天気がかすれ易く、下旬には天気のおずつく期間があるでしょう。

月平均の気温は平年並みの見込みですが、寒暖の変動が大きいでしょう。

降水量は大体平年並みでしょう。(福島気象台発表)

おめでた

(二月分の出生届書から)

地区	出生児氏名	保護者名
川 辺	坂本春江	洋 一
"	須藤賢二	一 夫
南 須	釜 阿部 誠	金 四 郎
"	大野清隆	清 人
"	小原 純	辰 美
北 須	釜 草野京子	安 一

おくやみ

(二月分の死亡届書から)

地区	死亡者氏名	年令	世帯主名
川 辺	坂本春江	0	清
中	小林 桓	75	武 男
"	小林芳吉	84	ハルノ
吉	有賀政徳	79	正 寛
新 田	田 田	77	豊次郎
"	溝井政美	49	ハツノ

詩 折り鶴

川辺 小針 伸

鳥でありながら
飛ぶことのできない
一羽の折り鶴は
夜毎、暗闇の中で
挫折と奮起とを
くり返しながら
明日への飛翔をこころみる

しあわせを運ぶという期待は

小さな背に

本当は重すぎるが

課せられた使命を

拒否したなら

たちまち

折り鶴としての

生命を失うだろう

枯葉のようにさまよう

一枚の紙きれには

なりたくはない

鳥である誇りと強い意志を

そして翼がある限り

いつの日か必ず

透明な朝の光の中を

大空の彼方へとばたける

力いっぱい

はばたいてみせる

自らの明日を信じる

折り鶴は

遠くきこえる仲間の声に

だから今は

多くを語らない